

平成 29 年度血液製剤使用適正化推進委員会

日時 平成 29 年 11 月 20 日（月） 13：30～15：00

場所 盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- 1) 県内における血液製剤の供給状況について
- 2) 平成 28 年度、平成 29 年度 4 月～9 月血液事業の概況について

4 協 議

- 1) 平成 30 年度の血液製剤需要量見込について
- 2) 血液製剤使用適正化の推進について

5 その他

6 閉 会

平成 29 年度血液製剤使用適正化推進委員会 出席者名簿

《委員》

氏 名	所 属 及 び 職 名	備 考
遠藤 秀彦	岩手県立中部病院 院長	
菅原 健	盛岡赤十字病院 血液内科部長	欠席
杉山 徹	岩手医科大学医学部産婦人科学講座 教授 岩手医科大学附属病院 病院長	欠席
鈴木 健二	岩手医科大学医学部麻酔学講座 教授	欠席
諏訪部 章	岩手医科大学医学部臨床検査医学講座 教授	
中居 賢司	岩手県赤十字血液センター 所長	
宮入 泰郎	岩手県立中央病院 医療情報管理部長兼医療 情報管理部医療情報管理室長	欠席
望月 泉	岩手県立中央病院 病院長	

(五十音順) (任期 : 平成 27 年 12 月 8 日 ~ 平成 29 年 12 月 7 日)

《事務局》

所属	職名	氏名
岩手県赤十字血液センター	事業部長	鈴木 洋一
	供給課長	貴田 貢
	学術・品質情報課長	長岡 芳男
岩手県保健福祉部健康国保課	総括課長	藤原 寿之
	薬務担当課長	大坊 真紀子
	主任主査	田村 剛
	技師	藤村 哲雄

血液製剤使用適正化推進委員会設置要綱

(設 置)

第1 有限かつ善意の資源としての血液の有効活用を図るため、血液製剤使用適正化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所 掌)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1) 資源としての血液量及び血液需要量の推計に関すること。
- 2) 血液製剤の使用適正化に関すること。
- 3) 前各号に準ずる重要な事項に関すること。

(組 織)

第3 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2. 委員は、血液又は輸血に関する学識経験者、岩手県赤十字血液センター所員及び岩手県職員のうちから、知事が委嘱又は任命する。
3. 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

2. 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3. 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第5 委員会は、知事が招集する。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月12日から施行する。

この要綱は、平成4年4月22日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。